

2023年度 税制改正情報

■新NISA制度の拡充

NISA制度は、個人投資家のための税制優遇制度です。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約 20%の税金がかかります。

NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税となる、すなわち、税金がかからなくなる制度です。

2024 年以降、このNISA制度が大幅に拡充されます。

まず、従前、期限のあった非課税保有期間につき期限が撤廃され無期限化するとともに、口座開設可能期間についても期限を設けず、恒久的な制度となります。

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散総士の枠(「つみたて投資枠」)については、年間投資上限額が 120 万円に拡充されます。

上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額 240 万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。

また、一生涯にわたる非課税保有限度額として、1,800 万円を新たに設定し、「成長投資枠」については、その内数として 1,200 万円とします。

*財務省HP 一部抜粋

■相続税・贈与税の改正

相続税・贈与税の分野では、大きな改正が行われました。相続税逃れとみなされるような「裏技」を阻止しつつ、高齢者層から子や孫など若年層への早期の財産移転を促す、という内容となっています。

①暦年贈与財産の相続財産への加算(持ち戻し)期間の見直し

現行では、相続人等が相続開始前 3 年以内に受けた贈与(暦年贈与)については、相続計算において加算されることとなっています。

改正により 2024 年 1 月 1 日以降の贈与では、加算期間が順次延長され、2031 年以降の相続では、7 年以内までとなります。

なお、延長される 4 年間の贈与については、総額 100 万円を超える金額が加算の対象となります。

2031 年以降の全体像

- 相続開始前 3 年以内の贈与財産 →全額加算
- 相続開始前 3 年超 7 年以内の贈与財産 →総額 100 万円超の金額が加算
- 相続開始前 7 年より前の贈与財産 →加算なし

②相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度内に、毎年 110 万円の基礎控除枠が設けられます。現制度ではこの制度を利用している関係(父親と子、祖母と孫など 1 対 1 で適用)での贈与については、金額にかかわらず贈与の翌年に申告が必要でした。

しかし、2024 年 1 月 1 日以降の贈与については、年間の基礎控除額 110 万円までは申告が不要で、110 万円を超えた場合は超えた額についてのみ申告および納税が対象となります。

③「教育資金」「結婚・子育て資金」の一括贈与の非課税措置について

「教育資金の一括贈与の非課税措置」については、適用期限が 2026 年 3 月 31 日まで 3 年延長されます。ただし、贈与者死亡時に受贈者が 23 歳未満であっても、贈与者の相続税の課税価格が 5 億円を超える場合には一定の残額に相続税が課されるなどの変更があります。

「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」については、適用期限が 2025 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

なお、受贈者が 50 歳に達したときの残額には一般の贈与税率が適用されることになっています。

*ANCHOR 抜粋